

上越市選挙管理委員会告示 第 8 号

上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項の規定による請求を行う場合に必要な投票資格を有する者の総数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 3 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

記

- 1 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 3,087 人
- 2 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 38,585 人